告　示

○総務省告示第四百九号

小売物価統計調査規則（昭和五十七年総理府令第六号）第五条第一項第一号の規定に基づき、小売物価統計調査規則第五条第二項の規定による調査地域等を定める件（昭和五十七年総理府告示第八号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、表栃木県の項の改正規定中「鹿沼市」を削る部分、同表岐阜県の項の改正規定中「土岐市」を削る部分、同表愛知県の項の改正規定中「春日井市」を削る部分、同表三重県の項の改正規定中「多気郡明和町」を削る部分、同表大阪府の項の改正規定中「貝塚市」を削る部分、同表和歌山県の項の改正規定中「御坊市」を削る部分、同表福岡県の項の改正規定中「飯塚市」を削る部分及び同表宮崎県の項の改正規定中「都城市」を削る部分については、平成二十二年一月一日から施行する。

平成二十一年八月三日

総務大臣　佐藤　勉

表栃木県の項中「宇都宮市」を「宇都宮市　足利市」に改め、「鹿沼市」を削り、同表東京都の項中「特別区」を「特別区　八王子市」に改め、同表岐阜県の項中「岐阜市」を「岐阜市　関市」に改め、「土岐市」を削り、同表愛知県の項中「名古屋市」を「名古屋市　豊橋市」に改め、「春日井市」を削り、同表三重県の項中「津市」を「津市　松阪市」に改め、「多気郡明和町」を削り、同表京都府の項中「舞鶴市」を「舞鶴市　京田辺市」に改め、同表大阪府の項中「大阪市」を「大阪市　堺市」に改め、「貝塚市」を削り、同表和歌山県の項中「和歌山市」を「和歌山市　橋本市」に改め、「御坊市」を削り、同表福岡県の項中「飯塚市」を削り、「筑紫野市」を「筑紫野市　大野城市」に改め、同表宮崎県の項中「宮崎市」を「宮崎市　延岡市」に改め、「都城市」を削り、同表備考中「平成二十一年四月十日」を「平成二十一年八月三日」に改める。

○外務省告示第四百号

平成二十一年七月十三日にハルツームで、債務救済措置（債務免除方式）に関する次の書簡の交換がスーダン共和国政府との間に行われた。

平成二十一年八月三日

外務大臣　中曽根弘文

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国の借款に関してこの書簡の付表に掲げる日に日本国政府とスーダン共和国政府との間で交換された書簡（以下「従前の書簡」という。）並びに開発途上国の債務及び開発の問題について千九百七十八年三月十一日に国際連合貿易開発会議第九回特別貿易開発理事会第三会期において採択された決議第百六十五号に関し、次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　債務免除方式による債務救済措置が、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従ってとられることになる。

2　(1)　免除される債務は、従前の書簡に従って締結された借款契約に基づく次の債務（以下「対象債務」という。）から成る。

従前の書簡に従って締結された借款契約に基づいて支払われるべき二千三年四月一日以後に弁済期限の到来したか又は到来する元本及び利子

(2)　二千九年三月三十一日時点における対象債務の総額の見積りは、三十一億六千五百七十三万五千九百九十五円（三、一六五、七三五、九九五円）である。

(3)　(2)に規定する総額は、スーダン共和国政府及びＪＩＣＡが行う最終的照合の後に、日本国政府及びスーダン共和国政府の権限のある当局間の相互の同意により修正されることがある。

(4)　ＪＩＣＡの各事業年度における免除の日程は、(1)に規定する各々の元本又は利子の弁済期限の到来のたびにスーダン共和国政府は当該元本又は利子の支払を免除されるという原則に基づき、同政府とＪＩＣＡとの間で決定される。その日程は、日本国政府及びスーダン共和国政府の権限のある当局間で確認される。

(5)　(3)及び(4)に規定する日本国政府の権限のある当局は、外務省及び財務省であり、(3)及び(4)に規定するスーダン共和国政府の権限のある当局は、財務・国家経済省である。

3　対象債務は、スーダン共和国政府に対してＪＩＣＡが行う免除の通告により免除されることになる。

4　スーダン共和国政府は、対象債務が免除される事実を考慮し、政府間協議の結果に従って、スーダン共和国の貧困を削減し並びに社会的及び経済的開発を促進するために必要な措置をとる。

5　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をスーダン共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年七月十三日にハルツームで

スーダン共和国駐在

日本国特命全権大使　石井祐一

財務・国家経済大臣

アワド・アハマド・ジャーズ閣下

付表

1　千九百七十六年五月十五日

2　千九百七十七年十二月二十日

3　千九百八十二年五月十五日

（スーダン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をスーダン共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年七月十三日にハルツームで

財務・国家経済大臣

アワド・アハマド・ジャーズ

スーダン共和国駐在

日本国特命全権大使　石井祐一閣下

○外務省告示第四百一号

平成二十一年七月十六日に東京で、ダルハン市給水施設改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ダルハン市給水施設改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　九億四千万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　中曽根弘文外務大臣

モンゴル側　レンツェンドー・ジグジッド駐日モンゴル大使

平成二十一年八月三日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百二号

平成二十一年七月十六日にポドゴリツァで、モンテネグロ国立劇場音響及び視聴覚機材並びに楽器整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンテネグロ政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　モンテネグロ国立劇場音響及び視聴覚機材並びに楽器整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三千九百八十万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　角崎利夫在モンテネグロ大使

モンテネグロ側　ミラン・ローチェン外務大臣

平成二十一年八月三日

外務大臣　中曽根弘文